シラオカ幼稚園 白岡 一郎 様

(認定こども: 白岡 太朗 様分)

記入例



宛先 白岡市長

施設等利用費請求書 (償還払用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費

【 令和〇年度4月分 ~ 令和〇年度 6月分 請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について次のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、 白岡 内に居住していることを も
- 2. 実際に利用していることを 白岡が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払状況を 白岡が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を 白岡が確認すること。

白岡市が住民基本台帳で確認すること。

各欄の太枠部分に記入し、 提出してください

1 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガフ	プラフオカ イチ	-07	認定		生牛月	4	ド成〇 4	÷ 0	月	O H
氏 名	名 台岡	— 食K	子ども との		現 現 住 白岡 i	349 市千駄野4	- 0215 445			
		M	続柄		所 電話		90 –	1234	- 56	78
つ 歌字:	子ども(認定子どもご	シに中慧してノださい	1)							
	,			37 A 37 H						
施設等村	利用給付認定の種	新2号	를	認定番号						
生年月	日	和○年○月○日		フリガラ	ト シラオカ	タロウ				
令和	□○年度4月~	6月の間の	住所	氏	当 白岡	太朗				
,	所のとおり 口 軋	_~	した			J.(2)1				
上記で転	云入または転出に	該	医入・転出	日を記入				F.	月	日
3 在籍。	請求其	明明中に住民票	を異動した	と場合は、記	亥当する 	部分に図	してください	١,		
フリ	ガ ナ しらおかよ	うちえん	Ī	所 在 地	〒 349-0)292				
施設	名称シラオカタ	力稚園		(市外の場合の み記入)	白岡市千 電話:					
令和	□○年度4月~	6 月 の間の7	主籍 状況	☑ 期間	中在籍		途中入園し	た□	途中退園	した
上記で、	途中入園又は途	中退園に該当し	17	の年月日を	記入		名	F	月	日
4 償還技 区分	込の振込先(※:	請求期間中に	二幼稚園等	字を入退園	した場合	は、該当・	する部分に	回してく	ださい。	
	→以前の振込先。	と同じロ広に歩い	13774	ていただキ	キナので	- 口広性	起の記えた	オス西で	ナ	
☑新規	下欄に記入して	法		合:白岡						
□変更)写し等、口座情	報力	_	/添付し	てくださ	ر ۱ _°			
		金融機関名		No.	金	種 目	☑ 普通		当座	
	14-11-4-4	銀行・信用金庫		支店 口	座	番号	* *	*	* *	* *
新規・変更 の場合は右	埼玉りそな	農協・信用組合	白岡	出張所口	 座名義(フ	カカナ)	3	・ラオカ	170	ゥ

※1 振込先は請求者名義の口座です。もし請求者と口座名義が異なる場合は、本市指定の委任状を提出してください。

5 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合は記入(※2) ※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

1	フ	リガ	ナ	ナシホイクショ	所	在	地	₹ 000	- 000	00			
	施	設	•	上と、個本元	ולת		715	白岡市〇〇					
	事	設業	名	ナシ保育所				電話: 〇	000 -	000	- OOOC		
	フ	リガ	ナ			- /-	내나	Ŧ	_				
2	施	設業	· 名		用して	いる場	<u></u> 合は.	併用施設の	_				
	事			IRE TO PRESENT OF DE	1	.	—	电叩 .	16 TK C — 40		<u> </u>		
3	フ	リガ	ナ				Lula	Ŧ	_				
	施	設	•		所	在	地						
	事	業	名					電話:	_		_		
_	フ	リガ	ナ			在	1.1	₹	_				
	旃	設	•		所		地						
	施事	業	名					電話:	_		_		
7	フ	リガ	ナ						_				
(5)	施	⇒几	•		所	在	地						
1/4	事	設業	名					電話:	_		_		
⑥ 方	フ	リガ	ナ					Ŧ	_				
	_	設業			所	在	地	1					
	施事		· 名					電話:	_		_		
\ ^				id、N 但本事类NI A) z 恝 司 A / 日本社	(ch		Old Steel	电叫·		10 104	大数国の語より旧本		

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育

併用している施設から発行された「領収書兼提供証明書」に記載された各月の特定子ども・子育て支援利用料を転記してください。

「対象額合計」・「給付上限額」・「請求額」は、自動で表示されませんので、脚注を参考に計算し、記入してください。

13 SHA 13 131 137 1 131 137 1 131 137 1 131 13												
	在	認可外保育		対象額合計				請求額				
利用年月 ※3	施設に支払った 金額(a) ※4		算定基本額(b) aとbの (450×利用日数) 低い方 ※5 (c)※5		施設等に 支払った金額(d) ※ ※6		a + d		給付上限額 (f)※7		eとfの 低い方 ※ 8	
4月分	15,000 円	15日	6,750 円	6,750 円	6.000	円	12.750	円	11.300	円	11.300	円
5月分	13,000 円	14日	6,300 円	6,300 円		円	6.300	円	11.300	田	6.300	円
6月分	円		円	円		円		円		円		円
							請求額台	信			17.600	円

※3 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎(4~6月、7~9月、10~12月、1~3月)に支払います。

- ※4 「施設に支払った金額 (a) 」及び「認可外保育施設等に支払った金額 (d) 」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。
- ※5 預かり保育事業は、月ごとに「450円(日額単価)×利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額(a)」と「算定基本額(b)」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額(c)」とします。
- ※6 「認可外保育施設等に支払った金額(d)」は、※2のとおり、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業 の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。
- ※7 <u>給付上限額は、法第30条の4の認定種別(施設等利用給付認定種別)が新2号の場合は11,300円、新3号の場合は16,300円となります。</u>
- ※8 「対象額合計 (e)」と「給付上限額 (f)」の低い方が請求額となります。